

盲僧

元杯之類江引渡、差支之筋無之哉、寺社奉行より總錄吉川檢校江相尋候處、京都職十老江も申遣候上、差支無之旨、今般申立候間、堺兩郷拂可申付處、盲人之儀に付、座法之通可申付旨申渡、其所檢校勾當江引渡、若檢校勾當不罷在候へば、最寄在名以上座元杯江引渡、

〔諸例類叢二〕盲僧、盲人は別段のものに而、盲僧は目之見へ候ものに而、山伏の類なる者に御座候よし、尤京地に而は無之、他國にも稀なる者に御座候處、九州邊には御座候よし、

一盲僧は職屋敷之支配に而、衆位の義は、久我殿御取扱御座候由、

但職屋敷と申候者、檢校之官に而、十老と唱る頭取十人御座候由、其内より經昇に而、右十老之上に壹人職と申候而、總司御座候、此役を職と唱、彌張上候へば、檢校に御座候、

一盲僧之義は、士分以上、青蓮院宮支配、亦以下は盲人同様、右職屋敷之支配に而、官位の取扱等も仕候よし、

但右之通、盲僧士分以下之分は、職老に而支配仕候由に御座候へば、何分目は見え候而も、盲僧も盲人に類し候ものと相見へ候、

一公事の一件は、安永寛政の比、右盲僧の義は、士分以上以下共に青蓮院に而支配有之度旨、御望立御座候に付、職屋敷と公事仕來候處、其後前條之通御取究御座候よし、

以上

右之通申出候間、左様承知可被成候、尤右之趣は、今晚罷越返答仕候付、不取敢申上候處、得と考量仕見候へば、右盲僧は山伏之類之由に御座候處、左様之者を職屋敷に而、士分以下の支配仕候段は、不得其意筋に奉存候、何共不審之義奉存候間、右者久我家へ相尋候由に御座候間、尙取糺相變候事も御座候は、後便之砌又々可申上候事、